

「国語国文学研究」第四十八号 抜刷

平成二十五年二月十二日 発行

〈ものけ〉考

—現象と対処をめぐる言語表現—

森
正
人

〈ものけ〉考

—— 現象と対処をめぐる言語表現 ——

森 正人

一 はじめに

—— 宇治拾遺物語の一説話から

〈ものけ〉という現象はどのようなものとして認識され、それらにどのような言語表現が与えられていたか。また、人間は〈ものけ〉にどのように対処してきたか、そしてその営為にどのような意味と表現を与えているか。〈ものけ〉が古代貴族社会に相当の位置を占め、文学の中でも重要な役割を果たす場合があつて、特定の仮名文学については細かい読みが加えられているけれども、右のような基本的な問題に対してはかえつて的確な理解が及んでいない。

たとえば、次に掲げるのは〈ものけ〉の発動と調伏の場を具体的に記述してある説話で、たびたび校訂注釈がなされたが、かつて正しく読まれたことがなかった。引用は冒頭と末尾のみ、中程は「」に要約。

むかし、物のけわづらひし所に物のけわたしし程に、も^①

の、け物付につきていふやう、おのれはた、りのもの、け^④にても待らず、うかれてまかりとをりつる狐なり。「狐がしとぎをほしがるので、狐の憑いた物付きに与える。物付きは少しばかり口にし、家族のためにと、しとぎを紙に包んで腰に挟み、それは胸の所にさし上がる。」かくて、おひ給へ、まかりなんと験者にいへば、をへくといへば、立あがりて、たうれふしぬ。しばしばかりありて、やがておきあがりたるに、ふところなる物さらになし。うせにけるこそふしぎなれ。

(宇治拾遺物語第五三 狐人二付テシトギ食事)^①
ここには、〈ものけ〉という言葉が四例用いられている。

第一番目の①「物のけ」について、諸注は次のようにおおもね同じ趣の説明を加えている。

死霊・生霊その他怪物の霊など、人に取りついて悩ますわけのわからないもの。(日本古典文学大系)

人にとりついて悩ます霊。死霊や生霊など。

(新潮日本古典集成)

物の怪にとり憑かれて苦悩している人の家で。「物の怪」は、人間にとり憑いて祟り悩まし、場合によっては命を奪う鬼神・妖怪や人間の生霊・死霊などの総称。

(新編日本古典文学全集)

人にとりついて心身を悩ますもの。生霊・死霊・妖怪などの類。(新日本古典文学大系)

これらの記述は、②「物のけ」、③④「もの、け」の説明として成り立つかも知れない(といっても十分ではない)が、①に対しては不適切である。①と②③④とは、厳密に言えば意味内容を同じくしない。

①の「物のけ」は一種の病であり、「もの」すなわち神ならぬ鬼・霊・精など劣位の超自然的存在の作用によって引き起こされる心身の不調の謂である。人間にとって好ましからざる正体不明の存在が「け」(気)を発し、人間に及ぶことによつて生ずる症状であり、それが(もの)のけ)すなわち「物の気」の原義的用法である。②③④はこの派生義で、(もの)のけ)現象の成因、人に近付き取り憑くなどして「物の気」症状を引き起こす本体としての「もの」すなわち人の霊魂、鬼や天狗などの妖怪、自然物あるいは器物の精、ある種の動物の霊に該当する。ただし、付け加えておかなければならないが、右の二つの語義は連続的であつて、截然と分かれるわけではない。文脈によつてはいずれとも決めがたい用例が見られる。

右に見たような不正確な説明は、宇治拾遺物語の注釈にとどまらず、種々の古典文学の注釈や辞書・事典の類に見られる。

さらに、説話の後半で(もの)のけ)が退散する場面、験者が発する「をへく」という言葉についての説明にも問題がある。諸注釈が「追へ、追へ」と表記するのはよいとして、新編日本古典文学全集は「去れ、去れ」と現代語を当てる。おそらく、「物付き」に憑いている(もの)のけ)の原因としての狐に向かつて、験者が呼びかけた言葉と解したものであろう。しかし、「追ふ」を「去る」と言い換えてよいものだろうか。それでも、このように解釈でき、解釈しなければならぬとすれば、当然注釈をもつてその理由を説明すべきところであるが、それはない。この不可解な現代語訳は、日本古典文学全集、完訳日本の古典にすでに見える。他の注釈はといえば、どれも説明を加えていない。その結果、明らかな誤りを犯さずにすんでいるけれども、この箇所を読み解きえなかったことが示されている。

「追へ、追へ」はやはり「追え、追え」であろう。これをこのように適切に解釈するためには、この言葉が誰に向かつてどのような意図をもつて発せられたのかを押さえなければならぬ。³⁾

そのためには、(もの)のけ)調伏が誰によつて、どのような手続きでなされるのか、(もの)のけ)現象とそれへの対処およびその順序自体とともに、それらをどのような言葉で表すのか、すなわち(もの)のけ)語彙ともいふべきものを明らかにする必

要がある。

二 〈もののけ〉の発動から退散までの概観

〈もののけ〉がどのような現象として認知され、またその成因がどのような存在として認定され、誰によってどのような方法で調伏されていたか、その発症から退散に至るまでどのような手法でが講じられていたか。これらのことについては、古典文学の注釈作業を通して一通り理解され、日本宗教学、文化人類学または日本民俗学の分野でも検討や整理がなされている。^①しかし、〈もののけ〉に関する諸現象やそれに対処する人間の営為がどのように言表されているかについては、それほど注意を向けられることがなかった。宗教史や文化人類学あるいは民俗学では、憑き物現象それ自体、あるいは日本人の霊魂とそれはたつきに対する観念にもつばら関心が向けられるのであって、それらをどのように表現していたかは二義的な問題とみなされたい。しかし、言語表現こそ日本人が〈もののけ〉に対してどのような観念を抱いてきたかを最も明瞭に示しているはずではなかったか。

〈もののけ〉概念は、憑依現象ばかりでなく、その調伏の方法、解消の過程を逐うことよって明瞭になる。調伏儀礼の方法と過程については、先掲の小松和彦^②によつて類型化され整理されている。また、酒向伸行^③の一連の論文は、僧伝と説話集に

対する的確な読解に基づき、病者、〈もののけ〉、験者の関係を具体的に描き出して、裨益するところが大きい。これらの研究は、調伏にあずかる験者の役割、特に験者とそれが駆使する護法（童子）とに注目し、その機能を明快に説明した点において、いずれも、〈もののけ〉に関する文献読解の基礎となりうるものであった。

しかしながら、その成果は古典文学研究に十分には受けとめられなかった。それは、源氏物語、紫式部日記、栄花物語など、多くは女性の筆による仮名文学には、枕草子（能因本第二二段、第三一九段）を除いて、験者は登場しても、護法に言及するものがほとんどなかったからである。もつばらこれらの資料にもとづいて〈もののけ〉を扱うかぎり、護法の存在は視野の外に置かれる。したがって、たとえば紫式部集における、〈もののけ〉調伏の場面を描いた絵を説明する次のような詞書を解釈するのは困難であった。

絵に、物のけつきたる女のみにくきかたかきたる後に、鬼になりたるものと妻を小法師のしぱりたるかたかきて、男は経読みて、物のけせめたるところを見て、

この絵に描かれている、鬼（前妻の死霊）を縛っている小法師こそ護法である。平安貴族の漢文日記にまで調査の手を抜げて参照されることの多い藤本勝義^④の研究も、紫式部の〈もののけ〉観を明らかにするとして、右の詞書と歌を取り上げながら、小法師に言及するところはない。小松の成果を参照しながら

ら、文学研究の観点からこの小坊師が護法童子であるとして、この絵が描き出しているものにおおむね適切な説明を与えたのは、宗雪修三⁸であった。こうして、〈もののけ〉の発現とその調伏の全体像を視野に収めなければ、個別資料の的確な理解から遠ざかってしまう。

そこで、このような状況を踏まえ、ここでは小松・酒向の成果を受けて改めて〈もののけ〉関連資料の調査を経て明らかにしえたところをまず整理しておく。すなわち、人に心身の不調が生じ、それが〈もののけ〉として認定されることから、宗教者によって調伏され、その原因となっていた霊物が追放されるまでの一連の展開をたどりつつ、〈もののけ〉に対して人間の側の手だてがどのように講じられるかを、大まかに一般化して示す。ここで特に意を用いたのは、〈もののけ〉に関する諸現象がどのような言葉で説明され、それに対処する人間の言動がどのように表現されているかを示すことであった。また、複数の表現がある場合は、これを併記する方法で示した。

- 1、人に心身の不調が起こり、原因が「物の気（靈気／邪氣）」である場合、その時病者には、「物（靈／鬼／天狗／精）」が憑き、さまざまの方法で苦しめている。
- 2、病気の理由や原因を知るために、陰陽師に「ものを問はせ」、陰陽師は「占ひ」をする。
- 3、病が「物の気」と判断された時には、験者が招かれる。また、験者が病の原因を判断する場合もある。

4 a、験者が読経、加持・護身すると「護法」が病者に「つく（憑・付・著・託）」。護法は、病者に憑いている「物（靈／鬼／天狗／精）」を「縛」し、譴責・攻撃する。すると、病者には、震撼、叫喚、跳躍など不随意的な運動が見られる。

4 b、験者は、病者に憑いている霊物を、「物付き／つき人／よしまし」に「駆り移す／渡す」。護法は、移された霊を呪縛し、譴責・攻撃する。すると、物付きには震撼、叫喚などの不随意的な運動が見られる。

5、「物の気」が「あらはれ」て、すなわち霊物は屈服して正体を明かし、悔い詫び、これを護法が追放すれば、病者は平常に復する。

以下は、これに沿って必要な資料を挙げながら各階梯の具体的な内容を明らかにするとともに、右の整理の観点が適切であることを論証する。

三 〈もののけ〉発症と見立て

〈もののけ〉は人の心身の不調である。症状としての〈もののけ〉は、「おこる」と言い、「なやむ」「わづらふ」と表現する。中宮御邪氣令発給、頗以危急也。

（中右記 承德二年一〇月三〇日）
頼宗室及産期而被惱邪氣、出自堀河院。

(小右記 万寿二年八月二七日)

ものけにいたうなやめば (能因本枕草子 第三一九段)

大殿には、御もののけいたう起こりて、いみじうわづらひ給。(源氏物語「葵」一・三〇三頁)

その症状を引き起こしている霊物としての〈ものけ〉について、霊物の病者に対する関係を「つく」と捉える。

鬼の源児に著きたるは、祭を得たる後、歓喜極まり無し。

即ち賀夜郡大領賀陽豊仲の家に赴く。是の日源児の病癒ゆ。

(政治要略所引善家異記、読み下し)

ゑに、ものけつきたる女のみにくきかたかきたる

(紫式部集)

天狗人ニ託シテ、我食ヲ求ンタメニ宮中ニ参ゼリ。指テ付キ惱マシ奉ルコトナシ。(真言伝巻第四 座主玄鑒)

では、その「つく」状態はどのように思い描かれていたか。善家異記において、肉眼では見えない霊物を見ることができるといふ優婆塞の説明によれば、一鬼が椎を持つて源児の首を打ち、ために源児は発熱し頭痛が起きてはなはだ苦しんでいたといふ。

なお、これとよく似た場面が今昔物語集巻第十六第三十二に描かれている。そこでは神の眷属の手先にされた男(人の眼に見えなくなっている)が、眷属に指示されて槌をもって姫の体を打つのである。神の眷属が「人ノ語ヒニ依テ此ノ姫君ニ付テ惱マシケル也ケリ」と説明されている。また、藤原忠実のあまり深刻でなかった病の折りのできごとが次のように語られる。

仰せて云はく、「吾、^{おん}発心地して少し宜しくなりたりし時、

小きき狐のうつくしげなるが肩の上にありと見ゆ。また、背に大きな狐はひかかる。また、我が目の下も狐の目の

様になりて覚えしかば、人どもしばしあきれて、後には咲

ひなどしき。(以下略)」と。(富家語 一九二)

このように、霊力ある存在が人の身体に密着し、あるいは力を加えることを「つく」と言い、それによって、人は病悩し、その人らしさを失い、憑いている霊物の性質を示すことになると考えられていた。

こうして、〈ものけ〉は人の心身に生ずる異状であるが、心身に異状が起きたからといって、それがただちに〈ものけ〉であるというわけではない。〈ものけ〉に特徴的な症状は、その人の常とは異なる言動であり、さらにはしばしば病者の身体に引き起こされる震撼と口から発せられる狂言であった。しかし、それだけで〈ものけ〉であるかどうかを見きわめるのは容易ではなかった。

栄花物語巻第十二「たまのむらぎく」に、藤原頼通が病を得たことが語られる。

かかる程に、如何しけん、大將殿日頃御心地いと悩ましうおぼさる。御風などにやとて、御湯茹でさせ給ひ、朴ははこしめし、「御読経の僧ども番かかず仕まつるべく」など宣はせ、明尊阿闍梨夜ごよに夜居仕うまつりなどするに、御心地さらにおこたらせ給たまさまならず、いと重らせ給ふ。

光栄・吉平など召して、物問はせ給ふ。御物のけや、又畏き神の気や、人の呪詛など様々に申せば、「神の氣とあらば、御修法などあるべきにあらず。又御物のけなどあるに、まかせたらんもいと恐し」など、様々おぼし乱るるほどに、ただ御祭・祓などぞ頻なる。

病の原因は容易に明らかにならなかった。医術による療治、僧の読経も効験なく、優れた陰陽師たちを召して「物問はせ」た、つまり占いをさせたところ、その結果も一様ではなかった。このように人の経験や知識で測りがたいできごとがあれば、陰陽師の占いにゆだねるのであるが、そのことを和文では「物を問ふ」「物問はず」と決まった表現をする。

ものなど問はせ給へど、さして聞こえあつることもなし

（源氏物語「葵」一・三〇一頁）

此人の家にさとしをしたりければ、その時の陰陽師に物を問ふに（宇治拾遺物語第一二二）

頼通の場合は陰陽師の占いの技量に問題があつたというわけではなく、原因が複合的であつたらしい。それは珍しいことではなかった。次に掲げる通り、小右記の場合、陰陽師の占いの結果からは「疫氣」（流行病）に（もののけ）が加わっている状態と判断されていて、源氏物語「若紫」巻の場合、光源氏にはわらわ病みのほかに（もののけ）も加わっていると、験者が判断している。

占之、疫氣之上、御邪氣加崇所奉致云々

（小右記 長和四年七月二三日）

大徳「御物のけなど加はれるさまにおはしましけるを、こよひはなを静かに加持などまいりて、出でさせ給へ」と申す。（源氏物語「若紫」一・一五六頁）¹⁰

流行病に（もののけ）が加わることは少なくともなかつたようであるが、病人の周辺の者たちおよび験者が困惑し、対処に苦慮したのは、（もののけ）に見えてそうでない場合であつた。

万寿二（一〇二五）年八月三日、藤原道長の娘で尚侍嬪子が春宮敦良親王の御子を出産した。子は無事に産まれたものの、この時嬪子は赤斑瘡に罹患していた。小右記の記すところによれば、験者に加持を行わせるかどうか、判断は容易でなかつたという。

仍有被占、吉平云、不宜、守道云、吉也、禪閣存可加持心、被勘当吉平、然而諸僧不能加持、依佛神氣云々、禪閣先加持、其後諸僧加持、調伏邪氣、禪閣放詞云々、加持不快事也、偏祈神明可期平産歟、（万寿二年八月五日）

安倍吉平と賀茂守道の二人の陰陽師の意見は分かれた（ただし、小右記には「後聞、吉平申可被加持由云々」と注記する）。禪閣すなわち寛仁三（一〇一九）年に出家して今は法名を行観と名乗る道長は加持すべしとの意向であつたけれども、諸僧は逡巡した。それは、病が神の祟りや咎めに起因しているのではないかと怖れたためである。しかし、道長が加持を始め、諸僧もこれに続いたという。小右記の筆者実資は、神明に祈るべきで、

験者の加持に頼るべきではなかったと批判している。諸僧が怖れたように、嬉子には〈ものけ〉でなく「神氣」（なお『大日本古記録』は「神」字に「邪力」と傍書するが、不適切）が憑いていたと見ているからである。

病因が正しく見立てられないと、適切に対処できない。対策を講じても効果はない。そのような事例が春日権現験記第三巻に載る。知足院藤原忠実が病を得た。一乗寺僧正増誉が加持を務め、いったんは快方に向かったけれども、再発した。再び召された増誉が、忠実の目の色を見て、自らの不覚と称して判断の誤りを陳じた。

とをくのきておほきにかしこまりて申すやう、「増誉がふかく申すはかりなし。験者と申は、まづ病相をしる也。生霊死霊のたゝりをも見、大神小神の所為をもわきまへてこそ、加持護念すべきに、をろかにしてさとらざりける。たかき大神のかけり給なるべし。つたなき身をもて加持したてまつりける事もとも恐あり」と申す。

春日明神を深く信仰している者に忠実が懲罰を加えたために、明神が祟りをなしていたのであった。このような大神に対して人間が加持の力を向ける行為は非礼に当たると考えられていた。頼通と嬉子の場合も、「神の氣」によるとも占われていたから、加持に頼るわけにはいかなかったのである。栄花物語によれば、頼通については神への陳謝を表す祭祀と、汚れや災いを除くための祓えを試みるにとどめた。

次は、祓えにとどまらず、加持が行われた事例である。

依御悩參一宮、先奉仕御祓、有邪靈氣、仍去夜慶円御加持、聖全亦候、晚景大僧正被參御加持之間、御坐、自明日可有修法之由被仰、仍仰于明肇律師

（権記 長保五年八月二九日）
一宮の病に対してまず祓えを行ったが、〈ものけ〉と見なされたために、前夜に慶円が加持を行っているというのである。「仍（よりに）」という接続詞に、「邪靈氣」とそれへの対処としての「加持」の関係が明瞭に説明されている。¹¹この場合、しかし「加持」だけでは心もとないという判断が下され、いちだんと本格的な「修法」が行われることになったものようである。栄花物語「たまのむらぎく」にも、頼通の病に対してはついに五壇法が行われることになったと記す。

四 験者の法力

では、験者は仏教の力を靈物にどのように向け、その力はどういうしくみで効果を發揮することができるか。諸資料によれば、病者に憑依している靈物に直接働きかける方法（4 a）と、靈物を一旦靈媒に移して、それに働きかける方法（4 b）とがあったと知られる。

次に掲げるのは4 aの方式と見なされる。

六条皇后、御葉の事有り。召しに依り御加持に参る。三箇

日居処を動かさず。永く眠食を忘る。四日の暁、皇后声を挙げて叫喚す。身を屈して宛転す。御殿大きに震ふ。殆と填倒せんと欲す。此の間霊狐形を現す。

(天台南山無動寺建立和尚伝、読み下し)

宮は寢殿の母屋に臥給、いと苦しげなる御声御簾の外に聞こゆ。和尚、纒ちぢかに其御声を聞きて、高声に加持し奉る。

(中略) しばしあれば、宮、紅の御衣ほかり二計はかりにをしつつまれて、鞠のごとく簾中よりころび出させ給て、和尚の前の簀子に投置奉る。…ただ簀子にて、宮を四五尺上げて、打奉る。(中略) 四五度計打奉て、投入々々折ければ、もとのごとく内へ投入つ。(宇治拾遺物語第一九三)

験者は験力を用いて、つまり直接手を下すことなく、霊物が取り憑き苦しんでいる病者の身体を移動させ、投げ上げ、転倒させ、回転させる。もちろん病者の肉体を痛めることに目的があるのではなく、病者に憑依している霊物を責めたてているのである。そうすることによって、霊物が離脱すると考えられていることは、天台南山無動寺建立和尚伝で、六条皇后に憑いていた霊狐が姿を現したとすることによって知られる。

では、加持によって病者の身体が上下、回転しているとき、病者をどのようにさせているものは何か。それを説明しているのが次の事例である。

法花経ヲ誦スルニ、未ダ一品ニ不及ザル程ニ、護法病人ニ付テ、屏風ヲ投越テ、持経者ノ前ニシテ、一二百反許打

逼テ、投入ツ。其ノ後、病忽ニ止テ、聊ニ苦キ所無シ。

(今昔物語集卷第十二第二十五)

験者の誦経により護法が病者に付いているのである。このように験者の駆使する護法のこと、僧伝や説話集にしばしば記述される。

十三歳にして独り稲荷山の深き谷に入り、難行苦行すること、人に知らしめず。その間、仕者護法、形を隠して花を摘み、化人天童、互ひに来たり水を汲む。

(大法師浄蔵伝、読み下し)

二人ノ童不離ズシテ昼夜ニ奉仕ス。(中略) 其後、其ノ二人ノ童ヲ尋ヌルニ、遂ニ誰ト不知テ止ヌ。護法ノ奉仕シ給ヒケル也トナム人疑ヒケル。

(今昔物語集卷第十三第二十二)

護法は、右の今昔物語集のようにしばしば童子の姿で出現するが、大法師浄蔵伝のように隠形で奉仕することも多い。たとえば、

家女悲泣す。其の故を問ふ。答へて云はく、妾が夫の腹中脹満すること三年、辛苦して遂に以て亡没し、已に三日を経たり、と。法師殊に矜哀を成し、立ち乍ら加持し蘇生せしむる間、護法をして其の腹を踐ま教む。汚穢の物を进出せしむるに、鼻香室に満つ。(浄蔵法師伝、読み下し)

験者が加持すると、護法が病者の腹を踏んだとするが、この場合護法の姿は人の肉眼に見えているわけではない。これら護法

こそ、験者の加持に応じて仏法の力を具体化する存在であった。このような人間の身体の動き、特に当人の意志とかかわらない不随意的な動きは、験者の駆使する目に見えない護法が、病者に付き、病者の肉体に力を加えていることによると考えられていた。護法が付いたとされる状態を目にすることは多かつたのである。「護法ノ付タル物ノ様ニ振ヒテ」(今昔物語集巻第九第九)、「護法などの付たるやうに、をどり上がり、をどり上がり、^{いかに}愈られけれども」(平治物語上 源氏勢汰への事)など、譬喩表現に用いられる。

このようにして加持が行われる場面は、源氏物語にも描かれている。外に新しい妻をもうけた鬚黒の大将の北の方は、出かけようとすると夫に衝動的に火取りの灰を浴びせかけるなど、尋常でない振る舞いを見せる。それは、〈もののけ〉のためであるとされた。

夜半^{よなか}になりぬれど、僧など召して加持参り騒ぐ。よばひのしり給ふ声など、思ひうとみ給はんにことわりなり。夜^よ一^{ひと}夜、打たれ引かれ泣き惑ひ明かし給ひて

(「真木柱」三・一二二頁)

北の方の騒ぎ立てる声は靈物がそうさせるもの、「打たれ引かれ」とは験者の験力によるものとして、僧の駆使する目に見えぬ護法が北の方に働きかけていると考えられていたのである。ただし、実際は、次節に述べるように病者の肉体に直接力が加えられたこともあったらしく、これもそうであろうか。

五 護法の縛

このように、護法が付くことによって病者は身体の自由を奪われ、験者の意のままに扱われるのであるが、その状態を「縛」[呪(咒) 縛]のほか「撰(接) 縛」(拾遺往生伝巻中一・淨藏、真言伝巻第四・玄鑿)、「繫縛」(真言伝巻第五・智観、同巻第六・良真、同巻第七・行尊)、「擒縛」(大法師淨藏伝)などという言葉で表現する。

和尚、(中略)遙かに^{ひきよし}廂^{ひきよし}に坐して咒を誦む。未だ^{いんげん}幾^{いんげん}くならず、其の靈を咒縛す。彼^か此^こ雷同す。(中略)暫くして擲^なげ出だす。几帳の上より衆人の中を^よ過り^{わた}度り、飛ぶが如く和尚の前に到る。壁り踊り昇り降る。高声に叫び喚ばふ。和尚本の処に還るべき由宣ひ行ふ。亦飛ぶが如く帳の裏^{うら}に還る。数剋の後、其の声漸く下り、著く所の靈氣屈服の詞を陳ぶ。(天台南山無動寺建立和尚伝、読み下し)

冷泉天皇邪氣ノ御事アテ、数年ヲ経玉ヘリ。僧正參ジテ護身境界ス。天皇大二怒テ劍ヲ拔テ、僧正ヲ斬トシ玉フ。僧正恐レテ南階ノ下ニ逃下ル。然^{しか}ニ堂上ニ留ル所ノ三衣匣、護法是ヲ守ル。天皇ノ匣ノ下ニ自ラ縛セラレ玉フ事數百反(真言伝巻第五僧正慈忍)⑫

護法によって縛せられているのは、病者であるとともに、厳密にいえばそれに憑いている靈である。靈物が病者に憑いて離れないのであるから、靈に働きかければ、その力は病者にも及

ぶわけである。霊も護法も目に見えないから、人の目には、病者の震撼、転倒、回転する様のみが映っている。その目に見えない世界を絵に描きあらわしたのが、紫式部集の詞書「鬼になりたるもとの妻を小法師のしぼりたるかた」であった。また、堀河の大臣基経が、〈ものものけ〉ではないが病に苦しんでいる時に、ある僧の仁王経読誦の力によって病が癒えたとする説話が宇治拾遺物語第一九一に載る。¹³ 経の力を基経自身が夢によって知る場面を次のように語る。

寝たりつる夢に、おそろしげなる鬼どもの、我身をとりに打うちれうじつるに、びんづら結ひたる童子のすはえ持たるが、中門の方より入来て、すはえして、此鬼どもを打らへば、鬼どもみな逃散りぬ。「何ぞの童のかくはするぞ」と問ひしかば、「極楽寺のそれがしが、かくわづらはせ給事、いみじう嘆申て、年来読み奉る仁王経を、今朝より中門のわきにさぶらひて、他念なく読み奉りて祈申侍る也」と申との護法の、かく病ませ奉る悪鬼どもを追払侍る也」と申と見て、夢さめてより、心地のかひのごふやうによければ経や陀羅尼の力の作用は人の目に見えるものではない。そこで、発病とその治癒の過程を、〈ものものけ〉の原因としての霊物すなわち鬼が人の肉体に攻撃を加えることによって起こり、その鬼を護法が追放する夢として、具象化し視覚化したのである。信貴山縁起絵巻・延喜加持の巻で、命蓮が護法を遣わして天皇の病が癒える場面、夢うつつの中に劍の護法が出現するの

も同じ趣である。

きとまどろませたまふともなきに、きらきらとあるもののみえさせたまへば、いかなる人にかとてごらんずれば、そのひじりのいひけむけんのごほうなめりとおぼしめすより、おほむ心ちさはさはとならせたまひて

病者は、護法の出現を幻視することによって、快復を自覚する。なお、絵巻の画面には空中を疾駆する劍の護法、清涼殿のあたりの空中に佇立する護法が描かれるけれども、これらは人の目には見えていない。絵巻作者は、肉眼にはとらえられないものを、病悩し快復する天皇の視点（意識）を借りて描いて見せたのであった。

「護法が付く」とは、霊物の憑依している病者に対して、霊物に対抗しうる護法を呼び出し、差し向けることであった。その時験者は、経を読み印を結び真言を唱えるだけでなく法具を利用する。枕草子に次のような一節がある。

ものけ調ずとて、いみじうしたりがほに、独鈷や数珠などもたせ、蟬の声しほりいだしてよみあたれど、いささかさりげもなく、護法もつかねば、（中略）「さらにつかず。

たちね」とて、数珠とり返して、「あないと験なしや」とうちひて（中略）あくびおのれよりうちして（第二二段）¹⁴ 独鈷や数珠が護法を付けるための具であることは明らかであるが、これらがのように機能する背景は、僧伝や説話集の記述から知られる。

病二煩人ノ許ニ念珠・独鈷ナド遣タリケレバ、物ノ氣現レテ、靈驗揭焉ナル事共有ケリ。

(今昔物語集卷第十九第一)

法師、誓約ノ參籠出難キニ依テ身ノ代ニ独鈷ヲ奉ル。独鈷ニ階テ護法來テ一時ニ摩縁ヲ降伏シテ

(真言伝巻第五・淨藏律師)

これらの法具そのものが病を癒す力を持つというよりは、法具に付いている護法の働きによると考えられていたらしい。法具は護法を呼び寄せ、憑り付かせ、作用させる媒体であった。

六 靈物を人に驅り移す

験者が験力を直接病者に向ける加持の方法に対して、病を引き起こしている靈物を病者から一旦他の人に移して、これに護法を付けて、靈物の追却を図るという方法がある。平安時代中期以降は、これが一般的になっていったようである。

たとえば、藤原道長に関して小右記に次のような記事がある。

大殿御心地宜「宜か」坐云々。邪氣所為云々。乍御身被打

手足給云々。(寛仁三年正月一八日)

邪氣調伏のために病人の手足に直接力が加えられたというが、「御身乍ら」とことさらに記述するところに、そのような方法が異例なものとなっていたことを示す。

験者は、もつぱら(ものけ)を驅り移す方法によって調伏

するようになっていく。管見の範囲では、小右記の永祚元(八九)年の事例が最も古い。

小兒日者悩煩、(中略)仍招証空・住源師等令加持、驅移邪氣、頗得平氣(小右記 永祚元年七月二三日)

これには、何(誰)に驅り移したとも書かれないが、人であり、具体的には女房や女の童などであった。

濟求・叡増両師驅移靈氣両女

(小右記 正暦元年七月一〇日)

心誓僧都驅移靈氣於女房 (小右記 治安二年五月三〇日)
法師、一寄女を以て件の靈を狩り度し、一旦擒縛す。

(大法師淨藏伝)

記録類ではその具体的な方法や状況は明らかでないが、靈物を別人に驅り移し、移した靈物を調伏する場面が榮花物語に記述されている。出産したばかりの藤原教通の妻に(ものけ)が発症し、靈物が妻の口を通して語るのを教通は傍目をはばかり、人に移させる。

例はさもなくば、御自らものけただ出で来に出くれば、いとかたはらいしたとおぼしめして、「猶人に移さばや」と宣はすれど、そこらの僧心を合せてののしり、加持参りて、こと人に移せど、猶御心地同じやうなれば、集りて加持参る程に、例もつきならひたる女房に、小松の僧都現れ

て(巻第二十一「後くぬの大将」)
移ったものの、妻の症状は軽快しない。それが女房に移って靈

物は正体を現わす。小松の僧都であった。

このように発症している当人から靈物を他者に憑依し直すことを、「うつす（移）」「わたす（渡）」「かり（驅・狩）」「うつす」「かりわたす」と表現する。それもまた護法を駆使することによつてなされた。能因本枕草子第三一九段には、その様子が具体的に記述されている。

物のけにいたう悩めば、移すべき人とて、大きやかなる童、髪などのうるはしき、すずしの単衣鮮やかなる袴長く、ゐざり出でて、横様にたてる三尺の几帳の前にゐたれば、外様にひねりのきて、いと細うにはやかなる独鉗を取らせて、おとおと目うちひさぎて読む陀羅尼もいと尊し。顯証の女房あまたゐてつとまもらへたり。久しくもあらで震ひ出でぬれば、もとの心失ひて、行ふままに従ひ給へる護法もげに尊し。(中略) 皆尊がりて集まりたるも、例の心ならばいかに惑はん、みづからは苦しからぬことなど知りながら、いみじう侘嘆きたるさまの心苦しきを、つき人の知り人などはらうたくおぼえて、几帳のもと近くゐて衣引き繕ひなごする。かかるほどによろしとて御湯など北面に取り次ぐほどを、(中略) 申の時にぞいみじうことわり言はせなどして許して、几帳内にとこそ思ひつれ、あさましうも出でけるかな、いかなることありつらむ、いと恥づかしがりて髪を振りかけてすべり入りぬれば、しばし留めて、加持少しして、いかに、さはやかになり給へりやとてうち笑み

たるも恥かしげなり。¹⁶⁾

験者によつて、女の童に〈もののけ〉が移され、調伏がなされ、病者はおおむね平癒したというできごとが、験者と女の童を中心に描かれる。この時も重要な働きをなすのが護法である。右の傍線部に「行ふままに従ひ給へる護法」とは、験者の指示に従つて護法が病者に憑依している「もの」と対決するのである。なお、傍線部は三卷本に「二本」として付載される章段(二三)には、「おこなふままに従ひ給へる仏の御心も、いとたふとしとみゆ」とある。験者に仏が従うと読めるが、それは仏と僧の関係からいつて不自然である。能因本によるべきであろう。また、この女の童に「震ひ出でぬれば」と変化が生ずるのは、先に見た通り、護法の付いたことを示すものである。

〈もののけ〉を駆り移される一種の靈媒は、女性に務めさせるのが一般的であった。¹⁷⁾今のところ、確実に男性と認められる事例を見いだせない。こうした靈媒には十一世紀頃にはまだ安定した呼び方はなかったらしい。¹⁸⁾大法師浄藏伝には「寄女、枕草子には「移すべき人」「つき人」(能因本第三一九段)、讀岐典侍日記には「ものつく者」などがある。ややつて、今昔物語集に「物託」(巻第二十六第四)、今鏡に「物つき」(「みこたち第八 源氏の宮す所」、宇治拾遺物語に「物付」(第五三)、源平盛衰記に「物付」(巻十 中宮御座)などのように「ものつき」が広く用いられるようになった。現在は「よしまし」という言葉を用いるのが普通であるが、この言葉は平家物語(延

慶本第二本「五 建礼門院御懷妊事」、寛一本平家物語卷第三「御産」などに至ってようやく一般化するようになる。管見の限りでは、

よりべのみづ：又物つきをよりましと云も同心也。

(袖中抄第四)

により、平安時代極末に用いられるようになったと認められる。

なお、〈ものけ〉の原因となつている靈物を他の人に驅り移し、護法を付ける修法は、密教の「阿尾奢法」^{あびしゃ}と関わりがあると説明されることが多い。¹⁹「阿尾奢」とは「入り込む」という意のサンスクリットで、童男童女に聖者を入りこませて未来を予言させる法のことである。相応が実修したことが相応和尚伝に載る。その時は松尾明神が童子に憑依し、天皇が堀河左大臣に問わせて「数事」に「明決」を得たとされる。靈物を靈媒に驅り移し、靈媒の口を通してその正体や存念を語らせる調伏法と似ていないでもない。〈ものけ〉調伏法自体については、当該分野の専門的な検討に委ねればよいのであるが、あえて口をさしはさむならば、むしろこれには日本古来の神降ろしの儀礼が継承され、参考にされているのではないか

七 〈ものけ〉の退散

靈物の悪しき気や振る舞いを排除するために、験者が法力をもって病者に働きかける。効験が現れると、病者に変化が現れ

る。病者が跳ね上がり、飛び出し、打たれる時、それはすでに見た通り、病者自身が苛まれているわけではなく、憑いている靈物が呪縛され責められている。これに耐えかねた靈物は敗北を認める。

亦僧延禪の童子久しく鬼狂に悩めり。延禪申し請ふ。食を施して之に与ふ。童子自ら縛せられて云はく、我は是神狐なり。護法に責められて、遁るる方を知らず。今より以後は永く以て去らん、と。数年の病、一日に損じ平げり。

(後拾遺往生伝 第三入道 二品親王師明)

娟子内親王、後朱雀院ノ王女ナリ。靈病コハクシテ身心

恒ニ悩ミ玉フ。僧正祈念スルニ、三日ノ後夜半ニヲホヒニ

嗶^{はがれ}シテ云、悲哉、我ヲ助ヨ、助ヨト。侍女驚テ問奉ル。

内親王ノノ玉ハク、龍蛇劍ヲハキテ我頂上ニアリ、童子繩

ヲ取テ我手ヲシバルト。人々燈ヲカ、ゲテミルニ敢テ人ナ

シ。翼^{まぎ}ニ邪氣永ク去ヌ。(真言伝巻第五 僧正智観)

神狐を縛しているという「護法」、繩をもって内親王の手を縛っているという「童子」こそ、験者の意を受けて法力を体し、病者に取り憑いている靈物を責める存在にはかならない。²⁰延禪の童子や娟子内親王の口から呪縛を解いてほしいと訴える言葉が発せられるが、これは病者自身の言葉ではなくて、憑依している靈物が許しを請うているのである。なお、真言伝という嗶^{はがれ}れ声は、その主が靈的存在であることとしるしであった。²¹

こうした関係は、物付きに驅り移された靈物が敗北を認める

場合も同様である。

今昔、物ノ氣病きびょうヲル所有ケリ。物託ものつまノ女ニ物託テ云ク、

「己ハ狐也。祟つみヲ成シテ来レルニハ非ズ。只、此ル所ニハ

自然しぜんラ食物散ちりボフ物ゾカシト思テ、指臨さうりんテ待ルヲ、此ク被ひ

召籠こめられテ待ル也」ト云テ（今昔物語集卷第二十七第四十）

玄監ノ弟子ノ僧、或宮原ニ參ジテ御邪氣ノ加持ヲ致ス所ニ、

加持撰縛セラレテ、天狗人ニ託シテ、我食ヲ求ンタメニ宮

中ニ參ゼリ。指テ付キ悩マシ奉ル事ナシ。然レドモ、我が

悪氣アクカ自ラ貴体ニソミテ悩ミ玉フ也。我ガタメニ早ク食ヲ

施サバ退出スベシト云フ。（真言伝卷第四 僧正静観）

右に見る通り、護法の攻撃を受けた靈物が敗北を認めた時には、正体を明かし、憑依した理由を説明し、そして苦痛を訴え、法力に屈服したことを認め、呪縛からの解放を懇願する。能因本枕草子（日本古典文学全集）第三一九段、「ものつきの女童（つまりは靈物）にいみじうことわり言はせなどして」がこれに該当する。したがって、（ものけ）調伏に当たり、何より重要なことは憑いている靈物の正体を明らかにすることであった。このように、病者あるいは物付きの口を通して靈物が正体を明かすことを「顕露」「あらはる（顕・現）」「あらはず」「いでく（出来）」と表現する。

主上御目、冷泉院御邪氣所為云々、託女房顕露、多所申之事云々、移人之間御目明云々（小右記 長和四年五月四日）

行東宮更衣「右大将濟時卿女」修法、猛忽出来云、我是

九条丞相靈（小右記 正暦四年閏一〇月一四日）

勅有テ其靈ヲ伏セシム。実因ガ靈忽ニ顕ル。

（真言伝卷第五 大僧正静観）

靈忽ニ出来テ云、我ハ是九条丞相ノ靈也。（同右）

御ものけども出で来てののしる。大殿にも出で来る例の

御ものけとぞいふなる。

（栄花物語卷第十二「たまのむらぎく」）

正体が明らかになれば、おのずと病者に憑依した理由も明らかになる。験者がもてあますのは、名のろうとしない（ものけ）である。源氏物語における六条御息所の生霊の事例によつて、そのことはよく知られていよう。

ものけ、いきずたまなどいふもの多く出で来て、さまざまの名のりするなかに、人にさらに移らず、ただ身つからの御身につと添ひたるさまにて、ことにおどろおどろしうわづらはしきこゆることもなければ、又、片時離るるおりもなき物ひとつあり。いみじき験者どもにも従はず、しふねきけしきおぼろけのものにあらず、と見えたり。

（源氏物語「葵」一・三〇〇頁）

験者たちは、結局この（ものけ）を駆り移すことはできない。しかし、（ものけ）は病者の葵の上の口を通して光源氏に正体をほのめかし、自らの苦衷を訴える。光源氏は六条御息所であると直感し、「たしかにの給へ」と問いただす。依然として靈物は名乗らないものの、光源氏の応対によっていくらか

〈もののけ〉が鎮まった間に、葵の上は出産を果たす。これによって、攻撃ばかりでなく慰撫もまた〈もののけ〉への対処法であったことを示唆する。〈もののけ〉に対する慰撫が語られているのは、栄花物語巻第十二「たまのむらぎく」で、藤原頼通を苦しめた〈もののけ〉の正体は容易に明らかにならなかったが、頼通の舅の故・具平親王であると分かって、道長がかしこまる態度を示し、事情を説明する。これによって、〈もののけ〉は退散するのである。

しかし、これまで見た通り一般的な調伏は、験者の法力によって物付きに駆り移された霊物を責め、懲らし、追放するという方法でなされた。そして、その場合も、験者は護法を駆使すると考えられていた。

僧正の参られざる前に、かの人の護法払へば逃げ候ひ了んぬ。(富家語 一三二六)

これをふまえて、本論文の始めに取り上げた宇治拾遺物語第五三に視点を戻すこととした。物付きに付いている狐は、験者に向かって「おひ給へ、まかりなん」(私を追ってください、退散しましょう)と言う。これに応じて験者が「追へ、追へ」と命じたのは、狐に対してではない。狐の霊を呪縛している護法にそのように指示したのであった。

【注】

- (1) 『宇治大納言物語 伊達本 古典聚英3』(古典文庫 一九八五年)に
より、濁点と句読点を施した。
- (2) 〈もののけ〉概念については、森正人「モノノケ・モノノサトシ・物
柩・恠異―憑霊と恠異現象とにかかわる語誌―」(『国語国文学研究』第
二七号 一九九一年九月)、同「ものけ」考―源氏物語読解に向け
て―(『源氏物語をいま読み解く3 夢と物の怪の源氏物語』翰林書
房 二〇一〇年)等に検討して、結論を得ている。なお、森「源氏物語
と〈もののけ〉」(『熊本日日新聞』二〇〇九年)も参照されたい。
- (3) 最近この部分に適切な解釈を示す論文が発表された。小山聡子「鎌
倉時代前期における病氣治療―憑座への憑依を中心として―」(『明月
記研究』一三三号 二〇二二年一月)である。本論文では、あえて末尾に
説明することとする。
- (4) 山折哲雄『日本人の靈魂観』(河出書房新社 一九七六年)第三章
憑霊と除祓―「憑く・憑ける・憑けられる」の三元構造、小松和彦「憑
霊信仰論」(『伝統と現代社 一九八二年)「護法信仰論覚書―治療儀式に
おける「物怪」と「護法」など。
- (5) 小松和彦「憑霊信仰論」(『伝統と現代社 一九八二年)「護法信仰論覚
書―治療儀式における「物怪」と「護法」。
- (6) 酒向伸行「平安朝における憑霊現象―ものけの問題を中心として
―」(『御影史学論集』七 一九八二年九月)、「平安時代の憑祈禱―智証
門流との関係を中心として―」(『御影史学論集』八 一九八三年一〇
月)、「憑霊信仰と治病―咒護から咒霊へ―」(『生活文化史』第一〇号)

一九八六年九月)、「疫神信仰の成立―八、九世紀における靈的世界観―」(鳥越憲三郎博士古稀記念会編『村構造と他界観』雄山閣 一九八六年)、「憑依する狐―平安朝の事例を中心として―」(『御影史学論集』二六 二〇〇一年一〇月)等。

(7) 藤本勝義「源氏物語の〈物の怪〉 文学と記録の狭間」(笠間書院 一九九四年 第一章 源氏物語の物の怪―生霊をめぐる―)。

(8) 宗雪修三「紫式部集」を読む―物怪と「こほうし」をめぐる―」(名古屋経済大学/市邨学園短期大学『人文科学論集』第四一号 一九八七年二月)。なお、この論文を踏まえ、森正人「紫式部集の物の気表現」(『中古文学』第六五号 二〇〇〇年六月)が発表された。

(9) 森正人「(ものけ)考―源氏物語読解に向けて―」(『源氏物語をいま読み解く3 夢と物の怪の源氏物語』翰林書房 二〇一〇年)参照。

(10) 源氏物語の引用は新日本古典文学大系により、巻名と冊番号と頁を示す。

(11) 「有邪霊気」という表現は、権記の長徳四(九九八)年三月二日に「病者世不覚之中有邪霊気」と用いられる。病人の意識が混濁し朦朧としているうちにも、邪悪な霊物が作用している模様が見られることをいうのである。仮名文にいう「御ものけめきて」(『源氏物語』「葵」一・三〇〇頁)と同じ趣とみられる。

(12) この記事は続本朝往生伝・慈忍条、今鏡「ふじなみの中みかさの松」にも載る。

(13) 同じ説話が今昔物語集卷第十四第三十五、梅沢本古本説話集下第五二、真言伝卷第二・四「仁王経之事」に載る。

(14) 新日本古典文学大系により、一部表記を改めた。なお、この場面で法具を持たされた相手が、病者自身であるか、後述する霊媒であるかは不明。なお、この部分について、松本昭彦「験者のあくび―枕草子―」(『すさまじきもの』段小考)、「三重大学教育学部紀要 自然・人文・教育科学」六〇)に、あくびに着目した読解がなされている。

(15) 〈ものけ〉調伏に関して、この表現は「従今日入道殿乍御身霊気顕露被調伏、今朝頗宜坐」(小右記 寛仁三年六月三日)にも見られる。

(16) 田中重太郎「校本枕冊子」(古典文庫 一九五六年)により、読みやすいよう表記を整えた。

(17) 餓鬼草紙(河本家本)には出産を終えたばかりの場面があり、隣室で無事の出産を告げられて喜悅する僧の姿と、その手前に髪と衣を乱した女の後ろ姿が描かれている。その後ろ姿の女こそ〈ものけ〉を駆り移した霊媒にほかならない。

(18) 霊媒の呼称については、森正人「紫式部日記の「をき人」は「つき人」か」(『むらさき』第三七輯 二〇〇〇年二月)参照。

(19) 阿尾審法の詳細および憑祈禱との関係については、小林信彦「アーヴェーシヤと阿尾審、そしてアビシヤ/バクー」(『仏教東漸』と言われていることの実態)、『国際文化論集』第三二号 二〇〇四年二月)、小田悦代「阿尾審法」と「憑祈禱―東密における理解を中心に―」(『御影史学論集』三三三 二〇〇八年一〇月)、小山聡子「憑祈禱の成立と阿尾審法―平安中期以降における病氣治療との関わりを中心として―」(『親鸞の水脈』第五号 二〇〇九年三月)に詳細な検討がなされている。

(20) 護法童子に関しては小山聡子『護法童子信仰の研究』（自照社出版

二〇〇三年）参照。

(21) 平家物語巻第六「嗚声」参照。

(もり まさと)

第一九回卒・熊本大学大学院社会文化科学研究科